

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 金融商品取引業者等 第一節（略） 第二節 業務 第一款 通則（第六十五条―第二百二十五条の八） 第二款 第五款（略） 第三節 第四節の二（略） 第五節 外国業者に関する特例 第一款 第三款（略） 第四款 電子店頭デリバティブ取引等業務の許可（第二百三十条の二―第二百三十二条の十七） 第五款 情報収集のための施設の設置（第二百三十三条） 第六節・第七節（略） 第三章 第五章（略） 附則 （定義） 第一条（略）	目次 第一章（略） 第二章 金融商品取引業者等 第一節（略） 第二節 業務 第一款 通則（第六十五条―第二百二十五条の六） 第二款 第五款（略） 第三節 第四節の二（略） 第五節 外国業者に関する特例 第一款 第三款（略） 第四款 情報収集のための施設の設置（第二百三十三条） 第六節・第七節（略） 第三章 第五章（略） 附則 （定義） 第一条（略）

2 (略)

3 この府令(第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九条第十
三号、第二百一条第二十四号、第二百一十八条、次章第四節の
二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く
。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める
ところによる。

一〇二十五 (略)

二五の二 特定店頭デリバティブ取引 法第四十条の七第一項に
規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。

二六〇三十一 (略)

三一の二 電子店頭デリバティブ取引等業務 法第六十条の十四
第一項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。

三一の三 電子店頭デリバティブ取引等許可業者 法第六十条の
十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をい
う。

三二〇五十 (略)

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
定めるところによる。

一〇十五 (略)

十六 電子取引基盤運営業務 金融商品取引業者等が、その店頭デ
リバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用し
て特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等
清算取次ぎを除く。)若しくは代理を業として行うことをいう。

2 (略)

3 この府令(第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九条第十
三号、第二百一条第二十四号、第二百一十八条、次章第四節の
二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く
。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める
ところによる。

一〇二十五 (略)

(新設)

二六〇三十一 (略)

(新設)

(新設)

三二〇五十 (略)

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
定めるところによる。

一〇十五 (略)

(新設)

(登録申請書の記載事項) 第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三 (略) 三の二 電子取引基盤運営業務を行う場合には、その旨 三の三 (略) 四 十 (略)	(業務の内容及び方法) 第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 五 (略) 六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項 イ・ロ (略) ハ 店頭デリバティブ取引等に係る業務(電子取引基盤運営業務を除く。)を行う場合には、次に掲げる事項 (1) 三 (略) 二 八 (略) ト 電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる事項 (1) 電子取引基盤運営業務において行う特定店頭デリバティブ取引の種類及びその具体的内容 (2) 電子取引基盤運営業務を管理する責任者の氏名及び役職名
(登録申請書の記載事項) 第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三 (略) (新設) 三の二 (略) 四 十 (略)	(業務の内容及び方法) 第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 五 (略) 六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項 イ・ロ (略) ハ 法第二十八条第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる事項 (1) 三 (略) 二 八 (略) (新設)

-
- (3) 電子取引基盤運営業務を行う部署及び法第四十条の七第二項の規定に基づく公表に係る業務を行う部署（電子取引基盤運営業務の一部又は同項の規定に基づく公表に係る業務の一部を他の者に委託する場合にあつては、その者を含む。）の名称及び組織の体制
- (4) 電子取引基盤運営業務に係る顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法
- (5) 料金に関する事項
- (6) 売付け及び買付けの気配その他価格情報を顧客に公表する方法（電子情報処理組織の使用その他の電子的方法に限る。）
- (7) 取引価格の決定方法（特定店頭デリバティブ取引において当事者が想定元本として定めた金額が、第二百二十五条の八第二項各号に掲げる特定店頭デリバティブ取引の効力が生じる日から当該効力が消滅する日までの期間の区分に応じ、当該各号に定める金額以下である場合には、次の(i)に掲げるもの又は次の(i)若しくは(ii)に掲げるもののいずれかを顧客が選択することができるものに限る。）及び取引の成立の時期
- (i) (6)の規定により公表された自己又は顧客の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法
- (ii) 顧客の間の交渉（顧客の指定に基づき三以上の他の顧客に対して売付け又は買付けの気配の提示を求め、当該求めに応じ当該他の顧客が提示した売付け又は買付けの気配、
-

-
- (6)の規定により公表された売付け又は買付けの気配及び自己が売付け又は買付けの気配を提示する場合における当該気配を当該顧客に通知した上で行うものに限る。)に基づく価格を用いる方法
- (8) 法第四十条の七第二項の規定に基づく公表を行う方法
- (9) 電子取引基盤運営業務において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法
- (10) 電子取引基盤運営業務に係る決済の方法(法第一百五十六条の六十二第一号又は第二号に掲げる取引に基づく債務を金融商品取引清算機関(当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。)又は外国金融商品取引清算機関に適切かつ迅速に負担させるための方法を含む。)及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法
- (11) 電子取引基盤運営業務に係る取引記録の作成及び保存の方法
- (12) 電子取引基盤運営業務の執行状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制
- (13) 不公正な取引の防止の方法その他の取引の公正の確保に関する事項
- (14) その他電子取引基盤運営業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項
-

チ (略) 七〇九 (略)	第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	一・二 (略)	三 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類	イ・ロ (略)	ハ 店頭デリバティブ取引等に係る業務(電子取引基盤運営業務を除く。)を行う場合又は有価証券の元引受けに係る業務を行う場合には、次に掲げる書類	(1) (3) (略)	ニ 電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類	(1) 電子取引基盤運営業務を管理する責任者の履歴書	(2) 電子取引基盤運営業務に関する社内規則	(3) 電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類	(4) 第八条第六号ト(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書	2 (略)	(親会社等となる者)	第三十三条 (略)
ト (略) 七〇九 (略)	第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	一・二 (略)	三 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類	イ・ロ (略)	ハ 法第八条第八項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合又は有価証券の元引受けに係る業務を行う場合には、次に掲げる書類	(1) (3) (略)	(新設)					2 (略)	(親会社等となる者)	第三十三条 (略)

2 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入に係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、前項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。次条及び第百二十五条の七第二項第二号において同じ。）に該当しないものと推定する。

（登録申請書の記載事項）

第四十四条 法第三十三条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 （略）

四の二 電子取引基盤運営業務を行う場合には、その旨
五〇十一 （略）

（業務の内容及び方法）

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定

2 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入に係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、前項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）に該当しないものと推定する。

（登録申請書の記載事項）

第四十四条 法第三十三条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 （略）

（新設）
五〇十一 （略）

（業務の内容及び方法）

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定

めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる事項

イ 電子取引基盤運営業務において行う特定店頭デリバティブ取引の種類及びその具体的内容

ロ 電子取引基盤運営業務を管理する責任者の氏名及び役職名

ハ 電子取引基盤運営業務を行う部署及び法第四十条の七第二項の規定に基づく公表に係る業務を行う部署（電子取引基盤運営業務の一部又は同項の規定に基づく公表に係る業務の一部を他の者に委託する場合にあつては、その者を含む。）の名称及び組織の体制

ニ 電子取引基盤運営業務に係る顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法

ホ 料金に関する事項

ヘ 売付け及び買付けの気配その他価格情報を顧客に公表する方法（電子情報処理組織の使用その他の電子的方法に限る。）

ト 取引価格の決定方法（特定店頭デリバティブ取引において当事者が想定元本として定めた金額が、第二百二十五条の八第二項各号に掲げる特定店頭デリバティブ取引の効力が生じる日から当該効力が消滅する日までの期間の区分に応じ、当該各号に定める金額以下である場合には、次の(1)に掲げるもの又は次の(1)若しくは(2)に掲げるもののいずれかを顧客が選択することができるものに限る。）及び取引の成立の時期

めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

(新設)

-
- (1) への規定により公表された自己又は顧客の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法
- (2) 顧客の間の交渉（顧客の指定に基づき三以上の他の顧客に對して売付け又は買付けの気配の提示を求め、当該求めに應じ当該他の顧客が提示した売付け又は買付けの気配、への規定により公表された売付け又は買付けの気配及び自己が売付け又は買付けの気配を提示する場合における当該気配を当該顧客に通知した上で行うものに限る。）に基づく価格を用いる方法
- チ 法第四十条の七第二項の規定に基づく公表を行う方法
- リ 電子取引基盤運營業務において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法
- ヌ 電子取引基盤運營業務に係る決済の方法（法第一百五十六条の六十二第一号又は第二号に掲げる取引に基づく債務を金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に適切かつ迅速に負担させるための方法を含む。）及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法
- ル 電子取引基盤運營業務に係る取引記録の作成及び保存の方法
- ヲ 電子取引基盤運營業務の執行状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制
- ワ 不公正な取引の防止の方法その他の取引の公正の確保に関する
-

る事項

カ その他電子取引基盤運営業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項

八十三 (略)

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

二の二 電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類

イ 電子取引基盤運営業務を管理する責任者の履歴書

ロ 電子取引基盤運営業務に関する社内規則

ハ 電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

ニ 第四十五条第七号に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

三十八 (略)

2 (略)

(特定店頭デリバティブ取引)

第二百二十五条の七 法第四十条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第二十二項第五号に掲げる取引であつて、当事者が元本（円建てのものに限る。）として定めた金額について当事

七十二 (略)

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

(新設)

三十八 (略)

2 (略)

(新設)

者の一方が相手方と取り決めた利率又は市場金利の約定した期間における変化率（以下この項において「利率等」という。）に基づいて金銭（円建てのものに限る。以下この項において同じ。）を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもののうち、金融庁長官が指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第四十条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものに該当しないものとする。

一 信託勘定に属するものとして経理される取引

二 取引を行う金融商品取引業者等の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この号において同じ。）
、子会社等又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）が当該取引の相手方となる場合における当該取引

三 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引

イ 金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫に限る。）以外の者

ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十

二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報（法第百五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。）又は取引情報（法第百五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。）の対象となつてゐるもの）に限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が六兆円未満である者（イに掲げる者を除く。）

四 店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織の使用の停止を必要とする障害が発生した場合その他金融商品取引業者等が行う取引を店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行わせることが不適当であると認められる特別の事情があるものとして金融庁長官が指定する場合において当該金融商品取引業者等が行う取引

（公表の方法）

第二百二十五条の八 法第四十条の七第二項（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公表を行おうとする者は、別表の上欄に掲げる事項を、当該電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引が行われた後、直ちに公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定店頭デリバティブ取引において当事者が想定元本として定めた金額が、次の各号に掲げる特定店頭デ

（新設）

リバティ取引の効力が生じる日から当該効力が消滅する日までの期間の区分に応じ、当該各号に定める金額を超える場合には、法第四十条の七第二項の規定により公表を行おうとする者は、別表の上欄に掲げる事項を、当該電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引が行われた日の翌営業日までに公表しなければならぬ。

- | | | |
|---|---------------|--------|
| 一 | 三月以下の場合 | 三千億円 |
| 二 | 三月を超え六月以下の場合 | 六百億円 |
| 三 | 六月を超え一年以下の場合 | 五百五十億円 |
| 四 | 一年を超え二年以下の場合 | 五百億円 |
| 五 | 二年を超え五年以下の場合 | 二百億円 |
| 六 | 五年を超え十年以下の場合 | 百億円 |
| 七 | 十年を超え三十年以下の場合 | 五十億円 |
| 八 | 三十年を超える場合 | 二十億円 |

(業務に関する帳簿書類)

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 一十五 (略)

十五の二 電子取引基盤運営業務を行う者であるときは、当該電子取引基盤運営業務に係る取引記録

十六 一十七 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 一十五 (略)

(新設)

十六 一十七 (略)

2 前項第一号、第二号及び第十六号ハに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第二号に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日）から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号の二まで、第十六号（同号ハを除く。）及び第十七号（同号ニを除く。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（注文伝票）

第五百五十八条 （略）

2 前項の注文伝票は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一 三 （略）

四 注文伝票の保存は次に掲げるところにより行うこと。

イ ハ （略）

ニ 電子取引基盤運営業務に係るものについては、判別できるようにして保存すること。

五 九 （略）

3 （略）

（取引日記帳）

2 前項第一号、第二号及び第十六号ハに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第二号に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日）から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号まで、第十六号（同号ハを除く。）及び第十七号（同号ニを除く。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（注文伝票）

第五百五十八条 （略）

2 前項の注文伝票は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一 三 （略）

四 注文伝票の保存は次に掲げるところにより行うこと。

イ ハ （略）

（新設）

五 九 （略）

3 （略）

（取引日記帳）

第百五十九条 (略)

2 前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一〇八 (略)

九 電子取引基盤運営業務に係るものは、別つづりとするか、当該電子取引基盤運営業務に係るものであることが判別できるようにしておくこと。

3 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第百五十七条第一項第一号、第二号(同号ハを除く。)及び第十五号の二に掲げる帳簿書類

二〇五 (略)

2 (略)

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇七 (略)

第百五十九条 (略)

2 前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一〇八 (略)

(新設)

3 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第百五十七条第一項第一号及び第二号(同号ハを除く。)に掲げる帳簿書類

二〇五 (略)

2 (略)

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる事項

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録又は許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、以下「登録等」という。）の内容

(2) 当該登録等の年月日

(3) 当該登録等を取り消された年月日及び理由

(4) 当該登録等を取り消された業務の内容

ロニ（略）

九二十五（略）

（業務の内容及び方法）

第二百二十条 法第六十条の二第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一五（略）

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる事項

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録又は許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号を除き、以下「登録等」という。）の内容

(2) 当該登録等の年月日

(3) 当該登録等を取り消された年月日及び理由

(4) 当該登録等を取り消された業務の内容

ロニ（略）

九二十五（略）

（業務の内容及び方法）

第二百二十条 法第六十条の二第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一五（略）

六 我が国の金融商品取引法令（法第五條第八項に規定する金融商品取引法令をいう。第二百三十二條の四第六号において同じ。）に関する知識を有する役員及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況

（許可申請書の添付書類）

第二百二十一條 法第六十條の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 取引所取引業務（法第六十條第一項に規定する取引所取引業務をいう。第九号、第二百二十三條及び第二百二十九條第一項において同じ。）の開始を決議した役員会等（役員会その他これに類する機関をいう。第二百三十二條の五第一号において同じ。）の議事録

二 本店又は取引所取引店（法第六十條の二第一項第三号に規定する取引所取引店をいう。以下同じ。）が所在する全ての国において登録等（法第五十九條の五第一項第二号に規定する登録等をいう。第二百三十二條の五第二号において同じ。）を受けていることを証する書面

三 全ての取引所取引店において、取引所取引と同種類の取引に係る業務を三年以上継続して行っていること、又は令第十七條の八第二項に定める場合に該当することを証する書面

四〇九 （略）

六 我が国の金融商品取引法令に関する知識を有する役員及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況

（許可申請書の添付書類）

第二百二十一條 法第六十條の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 取引所取引業務（法第六十條第一項に規定する取引所取引業務をいう。第九号、第二百二十三條及び第二百二十九條第一項において同じ。）の開始を決議した役員会等（役員会その他これに類する機関をいう。）の議事録

二 本店又は取引所取引店（法第六十條の二第一項第三号に規定する取引所取引店をいう。以下同じ。）が所在するすべての国において登録等（法第五十九條の五第一項第二号に規定する登録等をいう。）を受けていることを証する書面

三 すべての取引所取引店において、取引所取引と同種類の取引に係る業務を三年以上継続して行っていること、又は令第十七條の八第二項に定める場合に該当することを証する書面

四〇九 （略）

第四款 電子店頭デリバティブ取引等業務の許可

(許可の申請)

第二百三十二条の二 法第六十条の十四第一項の許可を受けようとする者は、別紙様式第十九号の二により作成した同条第二項において準用する法第六十条の二第一項の許可申請書に、当該許可申請書の写し及び法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項の規定により当該許可申請書に添付すべき書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

(許可申請書の記載事項)

第二百三十二条の三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を開始した日とする。

(新設)

(業務の内容及び方法)

第二百三十二条の四 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 業務運営に関する基本原則
- 二 業務執行の方法
- 三 業務分掌の方法
- 四 電子店頭デリバティブ取引等業務において行う特定店頭デリバティブ取引の種類及びその具体的内容

-
- 五| 苦情の解決のための体制
- 六| 我が国の金融商品取引法令に関する知識を有する役員及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置状況
- 七| 電子店頭デリバティブ取引等業務を管理する責任者の氏名及び役職名
- 八| 電子店頭デリバティブ取引等業務を行う部署及び法第六十条の十四第二項において準用する法第四十条の七第二項の規定に基づく公表に係る業務を行う部署（電子店頭デリバティブ取引等業務の一部又は法第六十条の十四第二項において準用する法第四十条の七第二項の規定に基づく公表に係る業務の一部を他の者に委託する場合にあつては、その者を含む。）の名称及び組織の体制
- 九| 電子店頭デリバティブ取引等業務に係る顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法
- 十| 料金に関する事項
- 十一| 売付け及び買付けの気配その他価格情報を顧客に公表する方法（電子情報処理組織の使用その他の電子的方法に限る。）
- 十二| 取引価格の決定方法（特定店頭デリバティブ取引において当事者が想定元本として定めた金額が、第二百二十五条の八第二項各号に掲げる特定店頭デリバティブ取引の効力が生じる日から当該効力が消滅する日までの期間の区分に応じ、当該各号に定める金額以下である場合には、次のイに掲げるもの又は次のイ若しくはロに掲げるもののいずれかを顧客が選択することができるものに限る。）及び取引の成立の時期
-

イ 前号の規定により公表された自己又は顧客の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法

ロ 顧客の間の交渉（顧客の指定に基づき三以上の他の顧客に対して売付け又は買付けの気配の提示を求め、当該求めに応じ当該他の顧客が提示した売付け又は買付けの気配、前号の規定により公表された売付け又は買付けの気配及び自己が売付け又は買付けの気配を提示する場合における当該気配を当該顧客に通知した上で行うものに限る。）に基づく価格を用いる方法

十三 法第六十条の第十四第二項において準用する法第四十条の七第二項の規定に基づく公表を行う方法

十四 電子店頭デリバティブ取引等業務において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法

十五 電子店頭デリバティブ取引等業務に係る決済の方法（法第一百五十六条の六十二第一号又は第二号に掲げる取引に基づく債務を金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に適切かつ迅速に負担させるための方法を含む。）及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法

十六 電子店頭デリバティブ取引等業務に係る取引記録の作成及び保存の方法

十七 電子店頭デリバティブ取引等業務の執行状況について、検査を行う頻度、部署（当該業務の一部を他の者に委託する場合にあ

つては、その者を含む。）の名称及び体制

十八 不公正な取引の防止の方法その他の取引の公正の確保に関する事項

十九 その他電子取引基盤運営業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項

（許可申請書の添付書類）

第二百三十二条の五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 電子店頭デリバティブ取引等業務の開始を決議した役員会等の議事録

二 本店又は電子店頭デリバティブ取引等店（法第六十条の十四第二項において読み替えて準用する法第六十条の二第一項第三号に規定する電子店頭デリバティブ取引等店をいう。以下同じ。）が所在する全ての国において登録等を受けていることを証する書面

三 全ての電子店頭デリバティブ取引等店において、電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を一年以上継続して行っていること、又は令第十七条の十の四第二項に定める場合に該当することを証する書面

四 純財産額を算出した書面

五 役員、電子店頭デリバティブ取引等店所在国における代表者（法第六十条の十四第二項において読み替えて準用する法第六十条

（新設）

の二第一項第三号に規定する電子店頭デリバティブ取引等店所在国における代表者をいう。）及び国内における代表者（以下この款において「役員等」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

六 役員等の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

九 電子店頭デリバティブ取引等業務を管理する責任者の履歴書

十 電子店頭デリバティブ取引等業務に関する社内規則

十一 電子店頭デリバティブ取引等業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

十二 電子店頭デリバティブ取引等業務を行う際に使用する電子情報処理組織において、不公正な取引の防止を図るために講じている措置を記載した書面

十三 前条第十四号に掲げるものに関する許可申請者と特別の利害関係のない者の評価書

（人的構成の審査基準）

第二百三十二条の六 法第六十条の十四第二項において読み替えて準用する法第六十条の三第一項第一号ルに規定する電子店頭デリバテ

（新設）

イブ取引等業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、許可申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭、デリバティブ取引等業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭、デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第一号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更に係る事項

(新設)

を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第二項第二号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ロ 当該変更による純財産額の変動を記載した書面

三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第二項第三号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

(2) 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(3) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第二項第四号に掲げる事項に変更があった場合（電子店頭デリバティブ取引等店の名称に変更があった場合に限る。） 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第五号に掲げる事項に変更があつた場合（その他事業を開始した場合に限る。） 当該その他事業の内容を記載した書類	六 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第七号に掲げる事項に変更があつた場合（国内に事務所その他の施設を設置した場合に限る。） 設置した国内の事務所その他の施設の組織及び人員配置を記載した書面	七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第八号に掲げる事項に変更があつた場合 次に掲げる書類	イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面	ロ 新たに国内における代表者となつた者に係る次に掲げる書類	(1) 履歴書	(2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面	(3) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面	(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面	（変更の届出を要する場合）	第二百三十二条の八 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる
--	--	--	---	---------------------------------------	-----------------	------------------------------	---	--	----------------------	--

（新設）

場合とする。

一 本店又は電子店頭デリバティブ取引等店において業務（電子店頭デリバティブ取引等店にあつては、電子店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。）を休止し、又は再開した場合

二 他の法人と合併した場合、分割により電子店頭デリバティブ取引等許可業者の事業の一部を承継させ、若しくは他の法人の事業の全部若しくは一部を承継した場合又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者の事業の重要な一部の譲渡若しくは他の法人から事業の全部若しくは重要な一部を譲り受けた場合

三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行った場合又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行った場合

四 定款を変更した場合（電子店頭デリバティブ取引等業務に係る部分の変更その他重要な変更に限る。）

五 電子店頭デリバティブ取引等業務を開始した場合

六 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

八 純財産額が資本金の額に満たなくなった場合（第六号の規定に該当する場合を除く。）

九 法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受け
た場合（電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務に関す
るものに限り、第六号の規定に該当する場合を除く。）

十 役職員に法令等に反する行為（電子店頭デリバティブ取引等業
務又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあつては、当
該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務の運営又は財産の
状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。次号におい
て「事故等」という。）があつたことを知つた場合

十一 前号の規定に基づき届出をした事故等の詳細が判明した場合

（業務の内容又は方法等の変更の届出）

第二百三十二条の九 法第六十条の十四第二項において準用する法第
六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取
引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載し
た届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める
書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 前条各号に掲げる事項に変更があつた場合 同条各号に掲げる
事項（内容に変更のある事項に限る。）を記載した書類

二 前条第二号に該当する場合（合併の場合に限る。） 次に掲げ
る書類

イ 合併契約の内容及び合併の手續を記載した書面

ロ 当事者の最近の貸借対照表（関連する注記を含む。以下この
条において同じ。）

（新設）

-
- ハ 合併後の純財産額を記載した書面
 - ニ 顧客勘定の処理方法を記載した書面
 - 三 前条第二号に該当する場合（分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合に限る。）次に掲げる書類
 - イ 吸収分割契約の内容及び分割の手続を記載した書面
 - ロ 当事者の最近の貸借対照表
 - ハ 分割後の純財産額を記載した書面
 - 四 前条第二号に該当する場合（他の法人の事業の全部又は一部を譲り受けた場合に限る。）次に掲げる書類
 - イ 事業の譲受けの契約の内容及び事業の譲受けの手続を記載した書面
 - ロ 当事者の最近の貸借対照表
 - ハ 事業の譲受け後の純財産額を記載した書面
 - 五 前条第三号に該当する場合 次に掲げる書類
 - イ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は清算開始の申立てに係る書面の写し
 - ロ 最近の日計表
 - 六 前条第四号に該当する場合 変更後の定款
 - 七 前条第六号に該当する場合（法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号イに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる書類
 - イ 会社の登記事項証明書又はこれに代わる書面
 - ロ 株主総会の議事録の写し
-

八 前条第六号に該当する場合（法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号への規定に該当することとなつた場合に限る。） 純財産額が令第十七条の十の五第一項で定める金額に満たなくなつた日の純財産額を算出するための計算を記載した書面

九 前条第六号に該当する場合（法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号トの規定に該当することとなつた場合に限る。） 次に掲げる書類

イ 取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面

ロ 当該外国の法令及びその訳文

十 前条第六号に該当する場合（法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号チの規定に該当することとなつた場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

十一 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合に限る。） 後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

十二 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号ロの規定に該当することとなつた場合に限る。） 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

十三 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一

項第二号ハ又はトの規定に該当することとなつた場合に限る。）

確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

十四 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホの規定に該当することとなつた場合で、外国において取り消された場合に限る。） 取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消しの根拠となつた外国の法令及びその訳文

十五 前条第八号に該当する場合 純財産額を算出するための計算を記載した書面

十六 前条第九号に該当する場合 不利益処分を規定する外国の法令及びその訳文

（業務に関する帳簿書類）

第二百三十二条の十 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の六において準用する法第四十六条の二の規定により電子店頭デリバティブ取引等許可業者が作成し、保存しなければならない帳簿書類は、第百五十七条第一項第三号、第四号及び第十五号の二に掲げる帳簿書類又は外国の法令に基づいて作成される書類であつてこれらの帳簿書類に類するもの（以下この条において「外国帳簿書類」といい、外国帳簿書類が外国語で作成される場合にあつては、次に掲げる書類）とする。

一 外国帳簿書類

二 外国帳簿書類の様式の訳文

（新設）

2 前項に規定する帳簿書類又は外国帳簿書類（外国帳簿書類の様式の訳文を含む。）は、その作成の日から十年間保存しなければならない。

（事業報告書の提出）

第二百三十二条の十一 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の六において準用する法第四十六条の三第一項に規定する事業報告書は、別紙様式第十九号の三により作成しなければならない。

（新設）

（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第二百三十二条の十二 令第十七条の十第一項ただし書の承認を受けようとする電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

（新設）

一 商号

二 当該事業報告書の提出に關し当該承認を受けようとする期間

三 当該事業報告書に係る事業年度終了の日

四 当該事業報告書の提出に關し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された電子店頭デリバティブ取引等許可業者の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する

者であることを証する書面

三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第四号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の電子店頭デリバティブ取引等許可業者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法

律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(その他の書類等の提出期限の承認の手続等)

第二百三十二条の十三 令第十七条の十第三項ただし書の承認を受け

ようとする電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 当該その他の書類等（法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の六において準用する法第四十九条の三第一項の書類及び書面をいう。以下この条において同じ。）の提出に關し当該承認を受けようとする期間

三 当該その他の書類等に係る事業年度終了の日

四 当該その他の書類等の提出に關し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された電子店頭デリバティブ取引等許可業者の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該

(新設)

電子店頭デリバティブ取引等許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内にその他の書類等を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係るその他の書類等の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第四号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係るその他の書類等について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の電子店頭デリバティブ取引等許可業者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以上以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（業務又は財産の状況に関する報告等）

第二百三十二条の十四 第一百七十三条（第二号を除く。）の規定は、

（新設）

法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の六において準用する法第四十六条の三第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者の電子店頭デリバティブ取引等業務又は財産の状況に関する報告書について準用する。この場合において、第七十三条中「所管金融庁長官等」とあるのは、「金融庁長官」と読み替えるものとする。

2 第百九十四条第一項の規定は、法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の六において準用する法第四十九条の三第一項に規定する財務計算に関する書類について、第百九十四条第二項の規定は、法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の六において準用する法第四十九条の三第一項に規定する業務の概要を記載した書面について、それぞれ準用する。この場合において、第百九十四条第一項及び第二項中「法第四十九条の三第一項」とあるのは「法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の六において準用する法第四十九条の三第一項」と、同項中「法第四十九条第一項において読み替えて適用する」とあるのは「法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の六において準用する」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等の公告)

第二百三十二条の十五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の八第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。

(新設)

〔電子店頭デリバティブ取引等業務に係る禁止行為〕

第二百三十二条の十六 法第六十条の十四第二項において準用する法

第六十条の十三において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により特定店頭デリバティブ取引等をする行為

二 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の特定店頭デリバティブ取引等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格の形成を損なうおそれがあるもの

三 顧客の取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図ることを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、特定店頭デリバティブ取引等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為

〔業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの〕

第二百三十二条の十七 法第六十条の十四第二項において準用する法

第六十条の十三において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 顧客の特定店頭デリバティブ取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

二 電子店頭デリバティブ取引等業務に係る電子情報処理組織の管

（新設）

（新設）

公表事項	理が十分でない」と認められる状況 三 電子店頭デリバティブ取引等許可業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を行う場合において、顧客が当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者を他の者と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況 第五款 情報収集のための施設の設置 (標準処理期間) 第三百二十八条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。 一 法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条及び第六十六条の二十七の登録、第三十条第一項の認可並びに第六十条第一項及び第六十条の十四第一項の許可 二月 二 (略) 2 (略) 別表(第百二十五条の八関係)
	第四款 情報収集のための施設の設置 (標準処理期間) 第三百二十八条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。 一 法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条及び第六十六条の二十七の登録、第三十条第一項の認可並びに第六十条第一項の許可 二月 二 (略) 2 (略) (新設)

一 当該取引が成立した年月日及び時間 二 当該取引に基づく自己及び相手方の債務を金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に負担させる場合はその旨 三 取引の効力が生ずる日 四 取引の効力が消滅する日 五 日数の計算方法 六 決済に用いる通貨の種類 七 契約の種類 八 当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品の利率等又は金融指標の種類 九 当事者が想定元本として定めた金額（次号に該当する場合を除く。）	電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに公表すること。
--	---

十 当事者が想定元本として 定めた金額が第二百二十五条 の八第二項各号に掲げる特 定店頭デリバティブ取引の 効力が生じる日から当該効 力が消滅する日までの期間 に応じ、当該各号に定める 金額を超える場合にはその 旨	
十一 支払の周期	
十二 計算の周期	